

相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髓・末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)の移植の推進を図ることを目的として、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「骨髓バンク」という。)が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した者(以下「骨髓ドナー」という。)及び当該骨髓ドナーが勤務する事業者に対し助成金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付の対象とする骨髓ドナーは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髓等の提供時に相模原市に住所を有する者
- (2) 骨髓等の提供時に骨髓等の提供のための休暇制度を有しない国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)に勤務する者
- (3) 平成31年4月1日以降の日において、骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業により骨髓等を提供し、完了してから1年を経過しない者
- (4) 他の自治体が実施する骨髓等の提供に係る助成金等を受けていない者

2 助成金の交付の対象とする事業所は、前項の骨髓ドナーが勤務する事業所であって骨髓ドナーが当該事業所が行う事業の事業主でないものとする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、助成の対象となる通院等の日数は、通算して7日を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第20条第1項の補助金等交付申請書兼補助事業等実績報告書は、相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)とする。

2 規則第20条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 骨髓ドナーが助成金の交付の対象である場合は、骨髓バンクが発行する骨髓バンク事業に関する手続の証明書及び骨髓等の提供を行った時点で相模原市に住所を有することを証する書類

(2) 骨髓ドナーの勤務する事業所が助成金の交付の対象である場合は、骨髓ドナーとの雇用契約を証する書類
(交付の決定)

第5条 規則第21条第2項の補助金等交付決定通知書兼額確定通知書は、相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、前条の相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付決定通知書兼額確定通知書を受け取った日から30日を経過した日までとする。

(交付の請求)

第7条 規則第23条の補助金等交付請求書は、相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付請求書(第3号様式)とする。

2 規則第23条の市長が必要と認める書類は、相模原市骨髓ドナー等支援事業助成金交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表(第3条関係)

骨髓等の提供のための通院等の内容	助成金の額	
	骨髓ドナー	骨髓ドナーが勤務する事業所
健康診断に係る通院・入院		
自己血貯血に係る通院・入院		
骨髓等の採取に係る入院	1日につき2万円	1日につき1万円
骨髓バンクが必要と認める通院・入院		